小布施町農業委員会議事録

1 招集通知年月日 令和3年11月19日

3 会場 小布施町公民館 講堂

4 委員総数 15名

うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名

5 出席委員数

·農業委員 8名

小林 春代三田 和彦岩崎 博行平松 幸明島津 忠昭小林 広幸牧 けい子関口 実夫

·農地利用最適化推進委員 4名

桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男 関谷 正治

6 欠席委員 3名

竹内 邦広 浅岡 久志 本間 広之

- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 湯浅 泰明 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項

議案 第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案 第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案 第25号 農用地利用集積計画の決定について

報告 第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告 第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告 第18号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

10 会議の顛末

事務局:開会(午後2時00分)

議長:委員総数9名 出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より11月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第 41 条に規定する議事録署名委員の指名を 行います。本日の署名委員ですが、9 番関口実夫委員、1 番小林春代委員の両名にお願 いします。

それでは、はじめに、議案第23号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局:(朗読)

議長:それでは、番号1について、事務局より説明願います。

事務局:地図は 1 ページをご覧ください。申請地は、国道 403 号とくだもの街道に挟まれた、中野市に入るすぐ手前の区域内にあります。

譲渡人、譲受人ともに中野市の方です。譲渡人は高齢になっており、規模縮小を考えています。譲受人は牧場経営者で、家族とともに付近の土地で大規模に牧草を育てていらっしゃり、これまでも借り受けや買い受けによりこの辺り一帯の営農規模を拡大してきています。

このたびは売買による所有権移転ということで話がまとまりました。これにより、譲渡人が小布施町に所有する農地はゼロになります。

譲受人の現在の営農規模は、小布施町と中野市の合算で採草放牧地が約1町5反歩の他に、コメが1町8反歩、野菜が8反歩あります。小布施町に所在する譲受人の耕作地はすべて採草放牧地として利用しています。労力は、本人と兄の2名を中心とした家族5人の他に、雇用者もいます。農機具の保有状況は、軽トラック2台、普通トラック3台、乗用草刈機2台、トラクター3台、そして家畜の肉用牛300頭とのことです。

申請地は現在、果樹園になっていますが、許可が出ますと、ここも採草放牧地に変えて利用する計画です。自宅からの距離は約 $10 \, \mathrm{km}$ あり、車で約 $15 \, \mathrm{分}$ かかるということです。

申請地は、1 筆目とそれ以外で 2 カ所に分かれていますが、どちらも譲受人の所有農地に接続していますので、集積されることで効率化が見込まれます。譲受人はこれまで特に問題も生じず、しっかり管理されていますので、ここで規模を拡大されても、十分にやっていけると考えます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意 される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長:挙手全員のため、番号1は許可とします。

続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局:地図は2ページをご覧ください。申請地はくだもの街道の東側で、JA ライスセンターの東側に位置しています。

譲渡人は松村、譲受人は中条の方で、両者は親族の間柄です。

譲渡人はお勤めの方で、他にも多くの農地を所有しており、規模縮小を考えています。 この申請地については、以前から譲受人が借りて耕作をしていて、現在、和ナシとリン ゴが栽培されています。また、ナシのところには棚が設置されています。

そこで、貸し付けている譲渡人から、現場は今の状態のままで所有権を移転して譲受人の所有にして使ってもらいたい、ということで話があり、譲受人としても棚など投資もしていることから、これを引き受けた、ということです。

譲受人の現在の営農規模は、果樹を中心に町内で約1町8反歩あります。労力は、本

人と妻の2名が主体となっていて、他は季節雇用の方が延べ60名ほどいます。農機具の保有状況は、SS1台、トラクター1台、乗用草刈機1台、高所作業車2台、冷蔵庫1台とのことです。

自宅からの距離は約1km、車で約5分と近くです。

申請地は、これまでも譲受人が長期にわたってしっかり管理されていますし、実質的に規模が拡大されるわけではないことから、今後の耕作について特に問題はないと考えます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意 される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長: 挙手全員のため、番号2は許可とします。

議長:次に、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局:(朗読)

議長:では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局:転用目的は住宅です。転用面積は 563 ㎡です。内容は使用貸借権の設定で、貸付人は押羽の方、借受人は長野市にお住まいの方ですが、両者は祖父と孫という関係です。

地図は3ページをご覧ください。申請地は、長野電鉄の都住駅から北西に約100mの所にあります。

それでは、本日配布の資料1をご覧ください。申請書の書面の3欄に記載のとおり、借受人は現在家族3人で町外に借家住まいをしていますが、申請者の出身地である小布施町への転入を考えており、そのため自宅の新築を考えています。土地の利用については配布資料の裏面をご覧ください。

転用許可基準の立地基準については、申請地より 300m以内に鉄道の駅があることから第3種農地と判断されますので、原則許可の案件であり、認められると考えております。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資審査結果通知、 および自己資金として妻の支出により賄うことを確認致しました。申請地は貸付人の所 有地であり、抵当権等は設定されていません。

また、隣接地の状況については、申請書の6欄に記載のとおりですが、東側と西側は 道路に挟まれている状況で、北側は宅地、南側は雑種地という状況です。また、生活排 水は西側に隣接する道路に埋設の公共下水道へ接続、雨水は敷地内浸透桝を設けて処理 をします。周辺には隣接する農地が無いため、土砂の流出等による農業上の悪影響が発 生する恐れはないものの、付近には果樹園などが広がっているため、施工時は注意して 行う、ということです。 以上のことから、転用はやむを得ないと考えます。 ご審議をよろしくお願い致します。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ番号1は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ 同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長:挙手全員のため番号1は異議なしとします。 続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局: 転用目的は住宅です。転用面積は 309 mです。譲渡人は六川の方、譲受人は松本市にお住まいの方です。地図は 4 ページをご覧ください。申請地は、小布施中学校の北、約 150 m の所にあります。

それでは、本日配布の資料 2 をご覧ください。申請書の書面の 3 欄に記載のとおりですが、須坂市に転勤が決まったこの機会にと、実家のある中野市から近い所での自宅の新築を考えています。

転用許可基準の立地基準については、水道等2種類以上のパイプが埋設された道路の 沿道、かつ、近くに2以上の教育施設が所在していることから、第3種農地と判断され ていますので、原則許可の案件であり、認められると考えております。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資審査結果通知により全額ローンで賄うことを確認致しました。申請地は譲渡人の所有地であり、抵当権等は設定されていません。

また、隣接地の状況については、申請書の 6 欄に記載がございますが、北側は道路、 東側と西側は宅地、南側は記載内容が「農地」になっていますが、ここは、先般県から 転用許可が頂けたばかりの住宅を建築予定の宅地、という状況です。また、生活排水は 公共下水道へ接続、雨水は敷地内浸透桝を設けて処理をします。周辺には隣接する農地 が無いため、土砂の流出等による農業上の悪影響が発生する恐れはないとのことです。 以上のことから、周辺の農地への影響は特に認められず、転用はやむを得ないと考え ます。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ番号2は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ 同意される委員の挙手をお願いします。

一拳手全員一

議長: 挙手全員のため番号2は異議なしとします。

議長:次に、議案第25号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局:(朗読)

議長:では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局:地図は2ページをご覧ください。申請地は、JA ライスセンターから南東約400mの所にあります。

貸付人は松村の方、借受人は中野市の方です。

ここは水田で、貸付人は高齢で、これまでは別の方に貸し付けていたのですが、その方も高齢になったのでもうできないということで、今年のコメの収穫が完了するのを待って合意解約されました。先月の総会ではその解約の件を報告したところでしたが、その後話が進んで、耕作してくれる方が無事に見つかりましたので、今回の案件となっています。

借受人について説明します。中野市にお住まいですが、小布施町の認定農業者で、大規模にコメを生産されています。今現在、小布施町内だけですでに約17町歩の水田を耕作していまして、中野市内にはもっとあるそうです。家族経営で、ご両親と奥様とともに4名体制でやっていまして、農機具の保有は、トラクター5台、田植機2台、コンバイン2台、トラック4台といった状況です。

これまでも何ら問題なく耕作をされていますし、労力、農機具等も十分揃っていまして、更なる規模拡大も問題ないものと思われます。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号1は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

以上です。

議長: 挙手全員のため、番号1は決定とします。

続いて、番号2について、13番鶴田委員より説明願います。

13番鶴田委員:地図は5ページになります。篠井川と県道の間にある所です。

貸付人は押羽の方ですが、一人暮らしをしていて、土地はあるのですがすべて耕作放棄地の状況で、夏の農地パトロールでもそのように認定されています。

借受人は私の隣の家の方で新規就農者です。今年で3年目になります。リンゴやモモなど色々作って今は1町1反歩くらいの畑をやっています。

申請地はもう何年も前から荒れていまして、地区の皆で借受人に何とか借りてもらえないかとお願いしていたところだったのですが、ようやく借受人から借りてくれると話があったので、貸付人と私と3人で話し合いを持ちましてこのように決めさせていただきました。

借受人については、所有農機具は軽トラック 1 台、SS1 台、豆トラ 1 台があって、奥さんと 2 人でやっています。申請地までは車で 5 分程度です。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号2は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長: 挙手全員のため、番号2は決定とします。 続いて、番号3について、事務局より説明願います。

事務局:地図は6ページをご覧ください。申請地は、県道村山・小布施停車場線を越えて、 草間大橋の方へ向かう道路の西側にあります。

貸付人、借受人ともに矢島の方です。

平成24年1月1日より10年間の利用権設定をしていますが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きリンゴを栽培する計画となっています。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号3は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長:挙手全員のため、番号3は決定とします。 続いて、番号4について、事務局より説明願います。

事務局:地図は1ページをご覧ください。申請地は、国道403号から中野市に入る手前の区域内で、鉄塔の付近にあります。

貸付人は松の実の方、借受人は大島の方です。

平成 29 年 1 月 1 日より 5 年間の利用権設定をしていますが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続き野菜を栽培する計画となっています。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号4は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長:挙手全員のため、番号4は決定とします。 続いて、番号5について、事務局より説明願います。

事務局:地図は5ページをご覧ください。申請地は、県道村山・小布施停車場線が深沢川と並行している所の南側の区域内にあります。

貸付人、借受人ともに矢島の方です。

平成29年1月1日より5年間の利用権設定をしていますが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きリンゴを栽培する計画となっています。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号5は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長:挙手全員のため、番号5は決定とします。 続いて、番号6について、事務局より説明願います。

事務局:地図は7ページをご覧ください。申請地は河川敷内で、相之島排水機場から八木 沢川が千曲川に合流する所にあります。

貸付人、借受人ともに大島の方です。

平成29年3月1日より4年9カ月間の利用権設定をしてあり、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きクリを栽培する計画となっています。

議長:これにつきまして質問ございますか。

議長:今年の8月の水害で、この畑の近辺は堆積土砂が1mくらい溜まっていまして、今、災害対応の事業で土砂を取り除く作業を行っている地域に当たります。土砂を取り除いてもらえるので、引き続き果樹栽培ができるという状況になっています。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号6は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長:挙手全員のため、番号6は決定とします。 続いて、番号7について、事務局より説明願います。

事務局:地図は4ページをご覧ください。申請地は、六川公会堂の南側にあります。 貸付人、借受人ともに六川の方です。

平成29年1月1日より5年間の利用権設定をしていますが、来月末で契約期間満了

となるため、再設定の手続きをするものです。 契約内容は前回同様、引き続き野菜を栽培する計画となっています。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号7は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長:挙手全員のため、番号7は決定とします。 続いて、番号8について、事務局より説明願います。

事務局:地図は2ページをご覧ください。申請地は、JA ライスセンターから東に2 ブロック進んだ所の南側にあります。

貸付人は中条、借受人は六川の方です。

平成 23 年 11 月 30 日より 10 年間の利用権設定をしていますが、本日付で契約期間 満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きコメを栽培する計画となっています。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号8は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長:挙手全員のため、番号8は決定とします。 続いて、番号9について、事務局より説明願います。

事務局:地図は8ページをご覧ください。申請地は、JA ぶどうセンターの南東方向にあります。

貸付人、借受人ともに中条の方です。

平成 28 年 12 月 1 日より 5 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きブドウを栽培する計画となっています。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号9は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長: 挙手全員のため、番号9は決定とします。

議長:次に、報告第16号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局:(朗読)

議長:では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局:譲渡人は横町の方、譲受人は須坂市にお住まいの方です。地図は9ページをご覧ください。該当地は、町立わかば保育園の東側すぐの所にあり、市街化区域内となっています。東西南北いずれも公道や宅地に接した孤立農地という状況です。

売買による所有権移転を伴う転用となるため、5条の届出になります。戸建て住宅を建築するとして、届出があったものです。

議長:ご質問ありましたらお願いします。

一質問一

議長:質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長:次に、報告第17号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局:(朗読)

議長:では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局:貸付人、借受人ともに林の方です。地図は10ページをご覧ください。該当地は、小布施橋を西へ渡ってすぐの堤防道路を北へ進み、東屋を目印に河川敷内へ下りてすぐの所にあります。

平成24年8月1日より令和9年7月末までの賃貸借契約を結んでいましたが、このたび行われる堤防強化工事の用地収用対象地となり、今後耕作することができなくなったため、借受人からの申入れにより合意解約をしたものです。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長:次に、報告第18号、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について、 事務局より朗読願います。

事務局:(朗読)

議長:では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局:届出者は大島の方です。地図は11ページをご覧ください。また、本日、資料3として配置図をお配りしていますので、そちらも併せてご覧ください。

申請地は届出人の自宅の北側で、自作地となっています。場所は、大島の玄照寺の参道入口から北へ少し進んだ所にあります。転用面積は全筆 161 m^2 のうち全体で 49.04 m^2 あり、2 アール未満の農業用施設ですので、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

自宅の脇に農業用倉庫を建てたいということで、今回、届出を受けたものです。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長:以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といた します。

閉会(午後2時44分)

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和3年11月29日

小布施町農業委員会長

議事録署名委員

議事録署名委員